

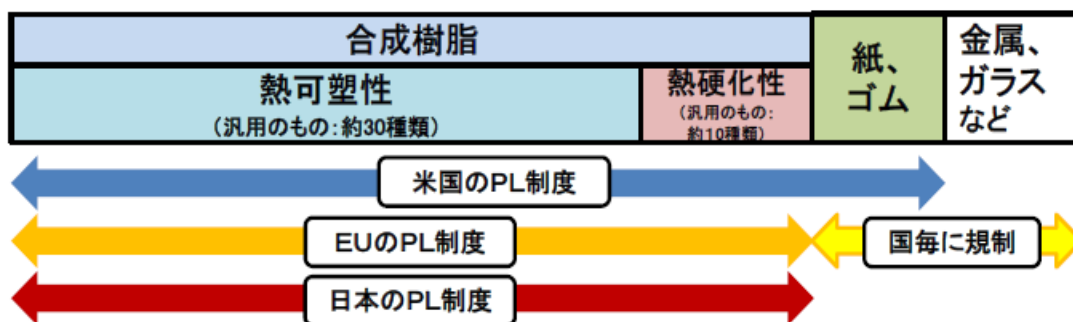
日頃は一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センターの事業活動をご支援、ご利用頂きありがとうございます。このメールは、センターメールマガジン会員に登録頂いた方に加え、JCII メールマガジン会員に登録頂いた方に送信しています。

食品接触材料安全センターメールマガジン No. 10（2021年3月上旬号）を発行致しました。センターのホームページからダウンロードが可能です。

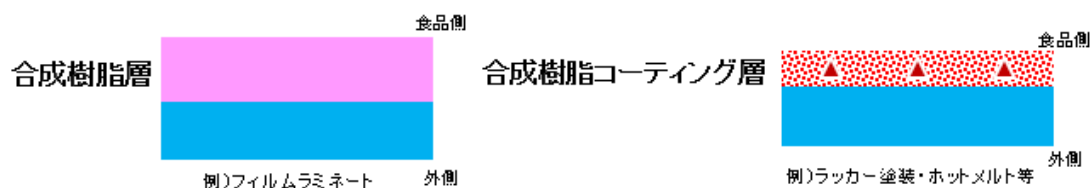
■食品接触材料ポジティブリスト制度解説シリーズ

ポジティブリスト制度の適用範囲は？

ポジティブリスト（PL）制度の適用範囲は欧米の制度と整合させ合成樹脂を基本としています。



PL 制度は、器具・容器包装において食品に接触する層が合成樹脂のとき適用されます。気を付けなければならないこととして、合成樹脂の層と合成樹脂以外の材料の層が積層した器具・容器包装において、食品に接触する層が合成樹脂のときも適用されることがあります。例えばつぎの例のようにブルーで示された材質が紙や金属であったときも対象となります。



合成樹脂は、熱可塑性・熱硬化性を問わず全て PL の適用範囲に入ります。一方、エラストマーについては、熱可塑性・熱硬化性の違いで適用範囲を整理しました。即ち、熱可塑性エラストマーは PL の適用範囲に含まれますが、熱可塑性をもたないゴムは PL の適用範囲から除外されます（ベージュ色で示す）。

	熱可塑性樹脂	熱硬化性樹脂
プラスチック	熱可塑性プラスチック 例)ポリエチレン、ポリスチレン	熱硬化性プラスチック 例)メラミン樹脂、フェノール樹脂
エラストマー	熱可塑性エラストマー 例)ポリスチレンエラストマー、 スチレン・ブロック共重合体	ゴム(熱硬化性エラストマー) 例)ブタジエンゴム、ニトリルゴム

■食品接触材料の主要海外法制度概要紹介

ASEAN 10 ヶ国の法制度
<p>2015 年末 ASEAN 経済共同体 AEC 設立を踏まえ、ASEAN10 ヶ国は「ASEAN 食品接触材料一般ガイドライン」を公表した。また現在食品接触材料 GMP ガイドラインが開発されていることが確認されたが、ASEAN 全体として食品接触材料に法制度を何う動きは見られない。</p> <p>この中で、2 つの国、インドネシアとベトナムが PL 制度を設定している。インドネシアは、食品包装材料管理に関する国家医薬品食品管理エージェンシー (BPOM) 規則 No. HK. 03. 1. 23. 07. 11. 6664 ではじめて PL/NL ハイブリッド型のリストを策定した。2019 年 7 月 26 日これを大幅に改正し、溶出量規制 (SML) を導入した規則 2019 年第 20 号が公布された。</p> <p>ベトナムは、食品包装材料に係る国家技術規則を整備しており、TCVN 6514 - 8 : 1999 食品接触用プラスチック材料 第 8 部その他添加剤には、PE・PVC・PS・PAN・PP・PVDC を対象に添加量規制の PL が示されている。</p> <p>タイは、食品法 B. E. 2522 (1979) を基本法とし、厚生省告示 No. 92 (1985)、No. 117 (1989)、No. 295 (2005) を個別法として設定している。このうち食品用プラスチック容器を規制する No. 295 (2005) には、日本の告示 370 号を参考に同じ内容の規格基準が設定されている。その他の国の法制度は、一部重金属や発がん性物質を規制するなど限られた内容となっている。</p>

●この概要に対応する法制度の全文については、今後センターHP 会員のページで閲覧することができます。

■お知らせ

営業届出に関する通知

2021年2月10日営業届出に関する通知が出されました。注意すべきこと：器具・容器包装の製造事業者が同じ企業として器具・容器包装の使用事業者でもある（一般にその場で食品を充填する）とき、既に地方自治体に営業の届出がなされていると考えられる。しかしその事業者が同時に異なる企業（グループ企業、関連企業を含め）に製造した一部器具・容器包装を販売するとき、その事業者は（既に営業の届出がなされていたとしても）改めて営業の届出を行う必要がある。

「食品衛生法第57条に基づく営業届について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739246.pdf>

「営業許可申請・届出等に関する様式、記載要領及び添付書類の取扱いについて」の一部訂正について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000739247.pdf>

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料のPL制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

ー JCIIの個人情報の取扱いに関しましては、JCIIホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 <https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>

ー 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info@jhpa.jp)

ー 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

（発行）

一般財団法人化学研究評価機構（JCII）食品接触材料安全センター
〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-11-9 イトーピア橋本ビル7階
Tel：03-5823-5521 e-Mail：info_jcii@jcii.or.jp
URL：<https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>